

各都市医師会長 殿

富山県厚生部健康課長



特定医療費（指定難病）助成の経過措置終了について

日頃から本県の難病対策の推進につきまして、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

平成 27 年 1 月 1 日の「難病の患者に対する医療等に関する法律」の施行後、3 年間の経過措置期間が、平成 29 年 12 月 31 日をもって終了いたします。

これに伴い、平成 29 年度の経過措置対象者（黄色の受給者証所持者）の更新手続きにも変更が生じます。実際の手続きは、平成 29 年 6～7 月頃を予定していますが、対象者数が多いこと等から、あらかじめご案内します。貴会会員に周知いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 重症度分類の審査

経過措置対象者（既認定者）については、これまで重症度分類の審査が省略となっていました。平成 29 年度の更新の申請では、医学的審査を行い、重症度等を確認します。その結果、軽症の方は、不認定となる可能性があります。なお、症状の程度が重症度の基準を満たしていない場合において、『軽症高額特例（軽症者特例）』として、医療費助成を受けることができる場合があります。

各疾病の診断基準及び重症度分類の詳細は、厚労省ホームページの下記 URL を参照願います（URL <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000062437.html>）。

2. 自己負担上限額の変更

これまで、経過措置として3年間は自己負担上限額が軽減されてきました。経過措置終了にともない、平成 30 年 1 月 1 日から自己負担上限額が以下のとおり変更となります。なお、指定医療機関等で受ける医療について、長期にわたり高額な月額医療費の支払い要件を満たす方については、『高額かつ長期』として自己負担上限額が軽減されます（重症患者認定の区分による医療費助成はなくなります）。

階層区分		階層区分の基準		患者負担割合：2割					
				自己負担上限額（外来、入院、薬代、訪問看護等）					
				原則			変更		
			既認定者（経過措置3年間）						
				一般	高額かつ長期	人工呼吸器等装着者	一般	重症患者認定	人工呼吸器等装着者
生活保護	A	—		0	0	0	0	0	0
低所得I	B1	市町村民税 非課税 (世帯)	本人年収 80万円以下	2,500	2,500	1,000	2,500	2,500	1,000
低所得II	B2		本人年収 80万円超	5,000	5,000		5,000		
一般所得I	C1	市町村民税課税以上 7.1万円未満		10,000	5,000		5,000	5,000	
一般所得II	C2	市町村民税 7.1万円以上25.1万円未満		20,000	10,000		10,000		
上位所得	D	市町村民税25.1万円以上		30,000	20,000	20,000	20,000		
入院時の食事費				全額自己負担			1/2 自己負担		



3. 留意事項

1) 臨床調査個人票について

平成 29 年 6～7 月頃予定の更新手続きの際の臨床調査個人票は、各疾病「更新」の様式にご記入ください(疾病変更や追加は「新規」の臨床調査個人票となります)。

記入にあたっては、個々の疾病の重症度分類等を確認していただき、各項目に漏れがないよう記入願います。また、必要な検査については実施いただき、検査を行っていない場合には、未実施と記入いただき、その理由を余白に記載願います。

2) 医療費助成制度における公費負担の対象となる医療費について

公費負担の対象となる医療費は、特定医療費（指定難病）受給者証に記載された指定難病、及び、当該指定難病に付随して発生する傷病に関する医療に係るものに限られます。これ以外の医療費（当該指定難病に付随しない傷病に係るもの等）については公費負担の対象外となります。

3) 自己管理上限額管理票（冊子）

患者が「軽症者特例」や、「高額かつ長期」の申請手続きをする場合には、「自己管理上限額管理票」が利用できます。医療機関（病院や薬局）の窓口で提示された場合には、記載をお願いします。

4. 添付資料

- ① リーフレット：特定医療費（指定難病）受給者の皆さまへの重要なお知らせ
※ 経過措置対象者に受給者証（更新）発行時に併せ配布（H28. 12 月下旬）
- ② 特定医療費（指定難病）自己負担額管理票【記入例】

事務担当：感染症・疾病対策班

電話番号：076-444-4513

③添付資料：特定医療費(指定難病)
自己負担額管理票【記入例】

【記入例】

□年 ○月分

富山県特定医療費自己負担上限額管理票

受給者証の「月額自己負担上限額」欄の額と同じ

受診者氏名	富山 太郎	受給者番号	1234567
-------	-------	-------	---------

自己負担割合 (1割 (2割)) 月額自己負担上限額 10,000 円

A欄

下記のとおり月額自己負担上限額に達しました。

日付	指定医療機関名	確認印
○月 ▲日	A病院	印

※ 氏名、上限額等を受給者証でご確認のうえ、確認印を押してください。

B欄

受診した日付	指定医療機関名	医療費総額	自己負担額	自己負担額 累積額	徴収(確認) 印
○月 ◎日	A病院		5,000円	5,000円	印
○月 ◎日	B薬局		3,000円	8,000円	印
○月 ▲日	A病院	25,000円	2,000円	10,000円	印
○月 ▲日	B薬局	15,000円	0円		印
○月 ×日	C訪問看護事業所	10,000円	0円		印
月 日					
月 日					
月 日					

自己負担額累積額が10,000円(月額自己負担上限額)に達したときに、A病院が記入

当日の治療費の2割が5,000円であったとしても、上限額に達したため、2,000円のみ自己負担となります。(3,000円は公費負担)

上限に達した以降は、翌月になるまで自己負担はありません。※管理票の記入は続きます。

※ 上限額に達し、自己負担のないときも、管理票は記入してください。

<受診者の方へ>

- ◆この自己負担上限額管理票は、受診する方の1か月の自己負担が上限額を超えることがないように、医療機関や薬局等の窓口で確認するために使用するものです。
- ・表紙に、受給者住所及び受給者氏名を記入してください。
- ・すでに月額自己負担上限額に達している場合は、この管理票を提示することで自己負担額が徴収されません。
- ・使用終了後も、この管理票は大切に保管してください。(自己負担の過払いがあった場合の確認などの際に必要になります。)
- ・記載できるページがなくなった場合や紛失した場合は、居住地を管轄する厚生センター・支所(富山市にあっては保健所)でお渡しします。

<指定医療機関の方へ>

- ◆この自己負担上限額管理票は、受診する方が特定医療費(指定難病)の支払いを行う際に、各指定医療機関の窓口で確認印を押していただくことにより、1か月あたりの受診者自己負担の上限額管理を行うためのものです。毎回、必ず確認をお願いします。
- ・各月ごとに、受診者氏名、受給者番号、自己負担割合、月額自己負担上限額を記入してください。(月額自己負担上限額は、受給者証に記載された額を書いてください。)
- ・毎回(自己負担のないときでも)、B欄に記入及び押印をしてください。自己負担額徴収印欄には必ず会計担当者印等を押印してください。
- ・受診日と徴収日が異なる場合は、受診日の月のページに記入してください。
- ・その回の支払いで累計額が月額自己負担上限額に達した場合には、自己負担額はその上限額までの額とし、B欄とともにA欄にも記入・押印をお願いします。その月の上限額に到達している場合は、自己負担額を徴収しないでください。
- ・訪問看護や訪問リハビリテーション等を受ける際に介護保険を利用する場合、自己負担額は10円単位(10円未満は四捨五入)で記入してください。

<問合せ先> 富山県厚生部健康課 電話076-444-4513

特定医療費（指定難病）受給者の皆さまへの重要なお知らせ ～平成 29 年度の更新申請手続きにむけて～

平成 27 年 1 月 1 日から継続していましたが、平成 29 年 12 月 31 日
をもちまして終了いたします。これにともない、以下の点が変更となりますので、
あらかじめお知らせいたします。

① 重症度分類の審査が必要となります。

これまで、重症度分類の審査が省略となっていました。平成 29 年度の更新の申請
では、医学的審査を行い、重症度等を確認します。その結果、軽症の方は、不認定となる
可能性があります。

《参考》各疾病の重症度分類の詳細は、厚労省ホームページ(例えば、検索サイトから
「厚労省 指定難病」と入力し検索する)で確認することができます。

なお、症状の程度が重症度の基準を満たしていない場合において、
『軽症高額特例（以下、軽症者特例）』として、医療費助成を受ける
ことができる場合があります。詳しくは、裏面をご覧ください。

② 自己負担額が変更となります。

これまで、経過措置として3年間は自己負担上限額が軽減されてきました。経過措置終
了にともない、平成 30 年 1 月 1 日から自己負担上限額が以下のとおり変更となります。

なお、指定医療機関等で受ける医療について、長期にわたり高額な月額医療費の支払
い要件を満たす方については、『高額かつ長期』として自己負担上限額が軽減されます
(重症患者認定による医療費助成はなくなります)。詳しくは、裏面をご覧ください。

階層区分		階層区分の基準		患者負担割合: 2割							
				自己負担上限額(外来、入院、薬代、訪問看護等)							
				原則			変更			既認定者(経過措置3年間)	
				一般	高額かつ 長期	人工呼吸器 等装着者	一般	重症患者 認定	人工呼吸器 等装着者		
生活保護	A	—		0	0	0	0	0	0		
低所得I	B1	市町村民税 非課税 (世帯)	本人年収 80万円以下	2,500	2,500	1,000	2,500	2,500	1,000		
低所得II	B2		本人年収 80万円超	5,000	5,000		5,000				
一般所得I	C1	市町村民税課税以上 7.1万円未満		10,000	5,000		5,000	5,000			
一般所得II	C2	市町村民税 7.1万円以上25.1万円未満		20,000	10,000	10,000					
上位所得	D	市町村民税25.1万円以上		30,000	20,000	20,000	20,000				
入院時の食事費				全額自己負担			変更			1/2 自己負担	

★ 平成 29 年度の更新時に、「軽症者特例」や、「高額かつ長期」の申請手続きをされる
場合には、現在お持ちの『自己負担上限額管理票』(黄色冊子)が利用できます。指定
医療機関(病院や薬局)での受診時には必ず提示し、記載していただくとともに、紛失
しないよう管理してください。

- ・要件を満たしている方は、平成 29 年度の更新申請と同時に申請手続きができます。

軽症者特例

支給認定の要件である重症度分類等を満たさない軽症者であっても、高額な医療を継続することが必要な方は、助成の対象になります。

- ① 「高額な医療を継続すること」とは、月ごとの医療費総額(指定難病に係る医療費)が 33,330 円を超える月が年間 3 回以上ある場合(申請日の属する月から過去 1 年間(12 か月)以内)。

高額かつ長期

高額な医療を長期的に継続することが必要な方は、自己負担上限額が軽減されます。

- ① 「高額な医療を長期的に継続すること」とは、月ごとの医療費総額(指定難病に係る医療費)が 5 万円を超える月が年間 6 回以上ある場合(申請日の属する月から過去 1 年間(12 か月)以内)。
- ② 受給者のうち所得の階層区分が、一般所得 I (C 1)・一般所得 II (C 2)・上位所得(D)の方。

(なお、経過措置期間中は適用されませんので、ご注意ください。)